

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条並びに第 25 条規程に基づき、評議員並びに会長及びその他の役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給等)

第 2 条 会長には別表 1 に定める報酬を支給する。評議員並びにその他の役員等には、報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第 3 条 評議員及び役員等（会長含む）が評議員会、理事会又は監事監査会等に出席した場合は別表 2 に定める費用弁償として支給することができる。ただし、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。

2 費用弁償の支給は当日通貨をもって支給することができる。

(公表)

第 4 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則(施行期日)

2 この規程は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

別表1

役 職	単 位	報酬金額
会 長	年 額	100,000円

別表2

役 職	費用弁償金額	条 件
評議員	1,000円	評議員会出席につき
役 員	1,000円	理事会出席につき
監 事	1,000円	理事会出席につき 監査会出席につき

平成31年 3月18日 提 出
 社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会 会長 田 中 武

平成31年 3月27日 決
 社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会平成30年度第6回理事会

附 則

平成 3年 4月 1日 制定

平成11年 3月30日一部改正 (平成11年4月1日から実施)

平成19年 3月29日一部改正 (平成19年4月1日から実施)

平成23年 5月27日一部改正 (平成22年6月1日から実施)

平成31年 3月27日一部改正